

議案第 74 号

東京都板橋区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 20 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区立公園条例の一部を改正する条例

東京都板橋区立公園条例（昭和 36 年板橋区条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 舟遊場の項中「240 円」を「290 円」に改め、同表茶室の部水車公園内第 1 茶室の項中「1, 200 円」を「1, 700 円」に、「1, 400 円」を「2, 000 円」に、「1, 700 円」を「2, 400 円」に改め、同部水車公園内第 2 茶室の項中「870 円」を「1, 200 円」に、「1, 100 円」を「1, 500 円」に、「1, 200 円」を「1, 700 円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。ただし、別表第 3 舟遊場の項の改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第 3 茶室の部の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用申請が受理された、令和 7 年 4 月 1 日（以下「基準日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、基準日前の使用に係る使用料及び施行日前に受理された使用申請に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

使用料の額を改定する必要がある。